

川崎市市制100周年 かわさきマイスター記念品制作支援業務委託仕様書

1 目的

川崎市市制100周年記念事業は、100周年を契機に川崎に関わるさまざまな主体が垣根を越えて力を掛け合わせながら、市ブランドメッセージへの共感を喚起することや、川崎が誇る魅力や価値に触れて再認識する機会とし、市民一人ひとりのシビックプライドの醸成を図ることを基本方針としている。

本委託は、市制100周年記念事業の趣旨に則り、市内最高峰の匠である「かわさきマイスター」複数人のコラボレーションにより広く市民に訴求し、市制100周年に相応しい記念品の制作を委託するものである。また、制作過程を記録し、完成後にイベント等でのPRを行うことにより、成果の普及を図る。

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

3 履行場所

川崎市内 他

4 業務内容

(1) 企画・構成

ア 市制100周年に相応しいものとして、かわさきマイスターの持つ卓越した技術・技能を活用した内容にすること。

イ 市内最高峰の匠である「かわさきマイスター」のコラボレーションにより広く市民に訴求するプロダクトを制作し、今後100年に繋がる内容にすること。

ウ 上記内容を踏まえ、市制100周年に相応しい記念品の制作において実現可能なかわさきマイスターを選定し、単なる技術・技能の融合ではなく、デザイン性を重視した記念品を上限3件程度制作すること。また、販売やイベント展示、海外展開、ふるさと納税の返礼品等としての活用も意識した内容にすること。

(2) 試作・制作

ア 試作・制作にあたっては(1)企画・構成で提案された内容を基に、選定したかわさきマイスターの技術・技能を最大限活用し、ヒアリングを行いながら制作する。また、試作・制作に着手する前に、デザイン案を提示すること。なお、行程毎に本市との連携・調整を行いながら進めるものとするものとする。

(3) 撮影・編集

ア 制作過程の映像を記録するとともに、完成後イベント等での上映、HP等の掲載のために制作すること。

- イ 最大5分以内とし、30秒程度の短縮版も制作すること。なお、短縮版の本数及び長さは本市と協議の上、決定することとする。
- ウ 撮影場所の利用調整や撮影許可等の手続は、受託者において行うこと。
- エ BGM等用の音楽素材の使用に関しては、フリー音源を使用する等、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続を受託者において行うこと。
- オ 肖像権等の問題やトラブルが発生しないよう、権利処理の手続、被撮影者の了承、トラブル発生時の対応等が必要な場合は、受託者において行うこと。
- カ ナレーションやインタビュー等の音声が入る場合は、テロップを入れること。
- キ 撮影時間は制作過程を含む各1日×3回程度を想定している。なお、追加で撮影の必要が生じた際は、本市と協議の上、決定することとする。
- ク 動画の冒頭及び末尾に、本市が用意した素材を用いることを指示した場合はそれに従うこと。

(4) 成果物発表・展示会等

ア 展示会等へのエントリー

市制100周年関連のイベントや市内外の展示イベント出展し、展示・実演等を行う。なお、出展については本市と調整し可能な限り出展協力すること。

5 成果物

(1) かわさきマイスターによる制作記念品

ア マイスターのコラボレーションにより制作された記念品を展示用を含めて各2個以上納品すること。なお、最終的に納入する数量については別途、市と協議するものとする。

(2) 完成映像データ

ア ファイル形式はmp4形式、画質はフルハイビジョンとし、データで提出するとともに、ブルーレイプレイヤーで再生できるよう、ブルーレイディスクでも提出すること。

イ ウェブサイトやYouTube、SNS、デジタルサイネージ等での上映を想定し、それに適したデータ容量とすること。

(3) 報告書

ア 本業務を行うにあたり、訪問記録、制作途中における課題や解決に向けた支援の記録、対応記録等を整理し、報告書及び関連する電子データ一式を提出すること。なお、報告書は、課題や、課題解決に有効となった支援方策などを整理し、次年度以降の事業実施、改善に役立つ内容となるよう努めること。

6 その他留意すべき事項

- (1) 本業務の実施においては、本市担当者との連絡、調整を密にすること。
- (2) 本委託事業を実施するため、本市から提供された情報等について、本事業以外の目的に使用しないこと。
- (3) かわさきマイスターの選定、事業の企画にあたっては、発注者と協議の上、事業実施すること。
- (4) 業務に関する内容は、本市に許可なく外部に発表しないこと。
- (5) 受託者の責任に起因する問題が発生した場合、受託者は、自らの責任においてこれを修復すること。
- (6) 原則として、事業に要した経費は、事業終了後に行う完了検査後に一括払いとする。
また、実績が当初計画より少なかった場合等には委託料の変更を行うことがある。
- (7) 打合せ等会場使用料、物品の調達費、謝礼など、業務に必要な経費が生じる場合は受託者の負担とする。
- (8) 成果物及び成果物を作成する過程で作成された付属物等に係る著作権、所有権、使用权等一切の権利は発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく、成果物を複製、公表、貸与又は使用してはならない。また、本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有すものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、川崎市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。